

修正案	現行																																						
<p style="text-align: center;">第1章 海上事故災害対策</p> <p style="text-align: center;">第3節 応急対策計画</p> <p>1 県の応急活動体制 県における配備基準は別表のとおりとする。</p> <p>【別表】</p> <p>1 配備基準</p> <table border="1" data-bbox="94 613 1240 1325"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">海上事故</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">(第1・第2配備)</td> <td>設置する本部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>配備基準</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">配備を要する課等</td> <td>本庁 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 水産課 漁港課 港湾課 病院局経営管理課</td> </tr> <tr> <td>出先機関 (略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">(本部第1～本部第3配備)</td> <td>設置する本部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>配備基準</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">配備を要する課等</td> <td>本庁 (略) 教育庁教育振興部学校安全保健課</td> </tr> <tr> <td>出先機関 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第2章 航空機事故災害対策</p> <p style="text-align: center;">第1節 基本方針</p> <p>本章は、成田国際空港及びその周辺（以下「成田国際空港消防相互応援協定」締結市町村の区域をいう。）並びにその他の地域において、航空機の炎上等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「航空機災害」という。）が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の応急対策及び平素から体制を整備するための予防計画を定めるものとする。</p> <p>なお、海上遭難の場合は、前章「海上事故災害対策」に準ずる。</p> <p>防災関係機関</p> <p>※ 成田国際空港消防相互応援協定団体 成田市（神崎町含む）、香取広域市町村圏事務組合（香取市、多古町、東庄町）、佐倉市八街市酒々井町消防組合（佐倉市、八街市、酒々井町）、山武郡市広域行政組合（東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町）、匝瑳市横芝光町消防組合（匝瑳市、横芝光町）、栄町、富里市、四街道市、印西地区消防組合（印西市、白井市）及び成田国際空港株</p>			海上事故	(第1・第2配備)	設置する本部	(略)	配備基準	(略)	配備を要する課等	本庁 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 水産課 漁港課 港湾課 病院局経営管理課	出先機関 (略)	(本部第1～本部第3配備)	設置する本部	(略)	配備基準	(略)	配備を要する課等	本庁 (略) 教育庁教育振興部学校安全保健課	出先機関 (略)	<p style="text-align: center;">第1章 海上事故災害対策</p> <p style="text-align: center;">第3節 応急対策計画</p> <p>1 県の応急活動体制 県における配備基準は別表のとおりとする。</p> <p>【別表】</p> <p>1 配備基準</p> <table border="1" data-bbox="1507 613 2653 1325"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">海上事故</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">(第1・第2配備)</td> <td>設置する本部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>配備基準</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">配備を要する課等</td> <td>本庁 危機管理課 防災計画課 消防課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 水産課 漁港課 港湾課 病院局経営管理課</td> </tr> <tr> <td>出先機関 (略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">(本部第1～本部第3配備)</td> <td>設置する本部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>配備基準</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">配備を要する課等</td> <td>本庁 (略) 教育庁学校安全保健課</td> </tr> <tr> <td>出先機関 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第2章 航空機事故災害対策</p> <p style="text-align: center;">第1節 基本方針</p> <p>本章は、成田国際空港及びその周辺（以下「成田国際空港消防相互応援協定」締結市町村の区域をいう。）並びにその他の地域において、航空機の炎上等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「航空機災害」という。）が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の応急対策及び平素から体制を整備するための予防計画を定めるものとする。</p> <p>なお、海上遭難の場合は、前章「海上事故災害対策」に準ずる。</p> <p>防災関係機関</p> <p>※ 成田国際空港消防相互応援協定団体 成田市（神崎町含む）、香取広域市町村圏事務組合（香取市、多古町、東庄町）、佐倉市八街市酒々井町消防組合（佐倉市、八街市、酒々井町）、山武郡市広域行政組合（東金市、山武市、大網白里町、九十九里町、芝山町）、匝瑳市横芝光町消防組合（匝瑳市、横芝光町）、栄町、富里市、四街道市、印西地区消防組合（印西市、白井市）及び成田国際空港株</p>			海上事故	(第1・第2配備)	設置する本部	(略)	配備基準	(略)	配備を要する課等	本庁 危機管理課 防災計画課 消防課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 水産課 漁港課 港湾課 病院局経営管理課	出先機関 (略)	(本部第1～本部第3配備)	設置する本部	(略)	配備基準	(略)	配備を要する課等	本庁 (略) 教育庁学校安全保健課	出先機関 (略)
		海上事故																																					
(第1・第2配備)	設置する本部	(略)																																					
	配備基準	(略)																																					
	配備を要する課等	本庁 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 水産課 漁港課 港湾課 病院局経営管理課																																					
		出先機関 (略)																																					
(本部第1～本部第3配備)	設置する本部	(略)																																					
	配備基準	(略)																																					
	配備を要する課等	本庁 (略) 教育庁教育振興部学校安全保健課																																					
		出先機関 (略)																																					
		海上事故																																					
(第1・第2配備)	設置する本部	(略)																																					
	配備基準	(略)																																					
	配備を要する課等	本庁 危機管理課 防災計画課 消防課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 水産課 漁港課 港湾課 病院局経営管理課																																					
		出先機関 (略)																																					
(本部第1～本部第3配備)	設置する本部	(略)																																					
	配備基準	(略)																																					
	配備を要する課等	本庁 (略) 教育庁学校安全保健課																																					
		出先機関 (略)																																					

第3節 応急対策計画

1 県の応急活動体制

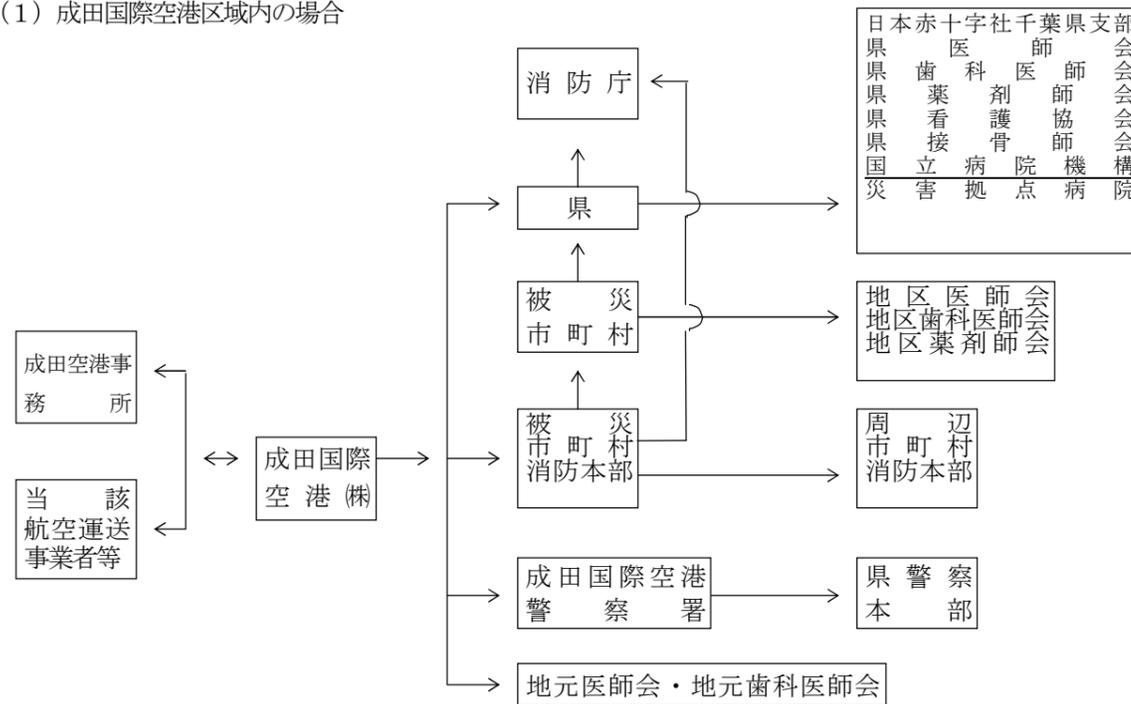
県における配備基準は、別表2のとおりとする。

2 情報の収集

初動体制を早期に確立するため、関係機関は下記のルートにより情報の受伝達を緊密に行う。

◎情報受伝達ルート

(1) 成田国際空港区域内の場合



【別表1】 防災関係機関

機関名等
(公社) 千葉県医師会
(一社) 千葉県歯科医師会
(一社) 千葉県薬剤師会
東日本電信電話(株)
(株)NTTドコモ千葉支店
ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株)

【別表2】

1 配備基準

第3節 応急対策計画

1 県の応急活動体制

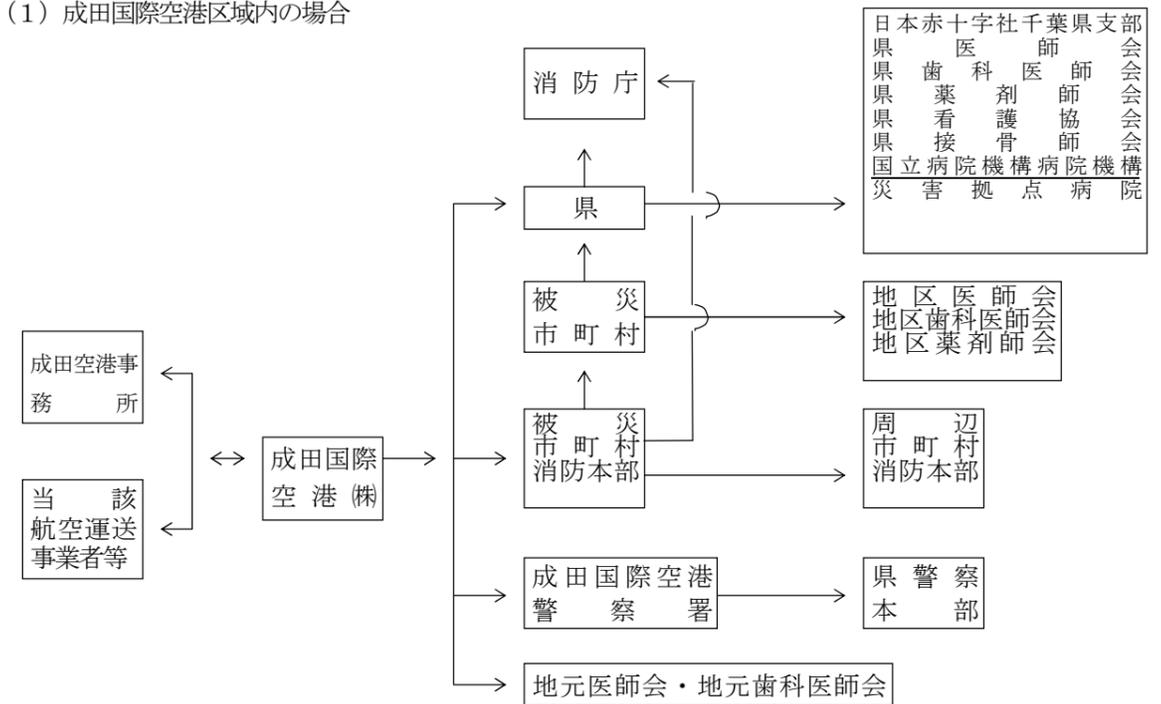
県における配備基準は、別表2のとおりとする。

2 情報の収集

初動体制を早期に確立するため、関係機関は下記のルートにより情報の受伝達を緊密に行う。

◎情報受伝達ルート

(1) 成田国際空港区域内の場合



【別表1】 防災関係機関

機関名等
(社) 千葉県医師会
(社) 千葉県歯科医師会
(社) 千葉県薬剤師会
東日本電信電話(株)千葉支店
(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ千葉支店

【別表2】

1 配備基準

修正案		
		航空機事故
(第1・第2配備)	設置する本部	(略)
	配備基準	(略)
	配備を要する課等	本庁 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 空港地域振興課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 病院局経営管理課 出先機関 (略)
3配備 (本部第1～本部第3)	設置する本部	(略)
	配備基準	(略)
	配備を要する課等	本庁 (略) 教育庁教育振興部学校安全保健課 出先機関 (略)

第3章 鉄道事故災害対策

第3節 応急・復旧計画

1 行政等による応急活動体制

県及び市町村は、発災後速やかに、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。なお、県における配備基準は別表のとおりとする。

2 情報収集・伝達体制

鉄道事故情報等の連絡

関係機関連絡先

関東運輸局担当課	防災無線電話	防災無線FAX	NTT電話	NTTFAX
総務部安全防災・危機管理課	—	—	045-211-7269	045-681-3328

鉄軌道事業者	防災担当課	NTT電話	鉄軌道事業者	防災担当課	NTT電話
東京地下鉄(株)	総合指令所	03-5395-1162	東葉高速鉄道(株)	安全防災課	047-458-0039
京葉臨海鉄道(株)	運輸部	043-265-2530	日本貨物鉄道(株) (関東支社)	総務部	03-3239-9282
流鉄(株)	鉄道部	04-7158-0117	東京都交通局	運転課 保安係	03-5320-6082
銚子電気鉄道(株)	運輸課	0479-22-0316	芝山鉄道(株)	総務部	0479-78-1141
千葉都市モノレール(株)	運転課	043-287-8210	首都圏新都市鉄道(株)	管理課	03-3839-7352
いすみ鉄道(株)	鉄道部	0470-82-2161	山万(株)	鉄道事業部	043-487-5036
			(株)舞浜リゾートライン	トランジット部	047-305-2409

現行		
		航空機事故
(第1・第2配備)	設置する本部	(略)
	配備基準	(略)
	配備を要する課等	本庁 危機管理課 防災計画課 消防課 空港地域振興課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 病院局経営管理課 出先機関 (略)
3配備 (本部第1～本部第3)	設置する本部	(略)
	配備基準	(略)
	配備を要する課等	本庁 (略) 教育庁学校安全保健課 出先機関 (略)

第3章 鉄道事故災害対策

第3節 応急・復旧計画

1 行政等による応急活動体制

県及び市町村は、発災後速やかに、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。なお、県における配備基準は別表のとおりとする。

2 情報収集・伝達体制

鉄道事故情報等の連絡

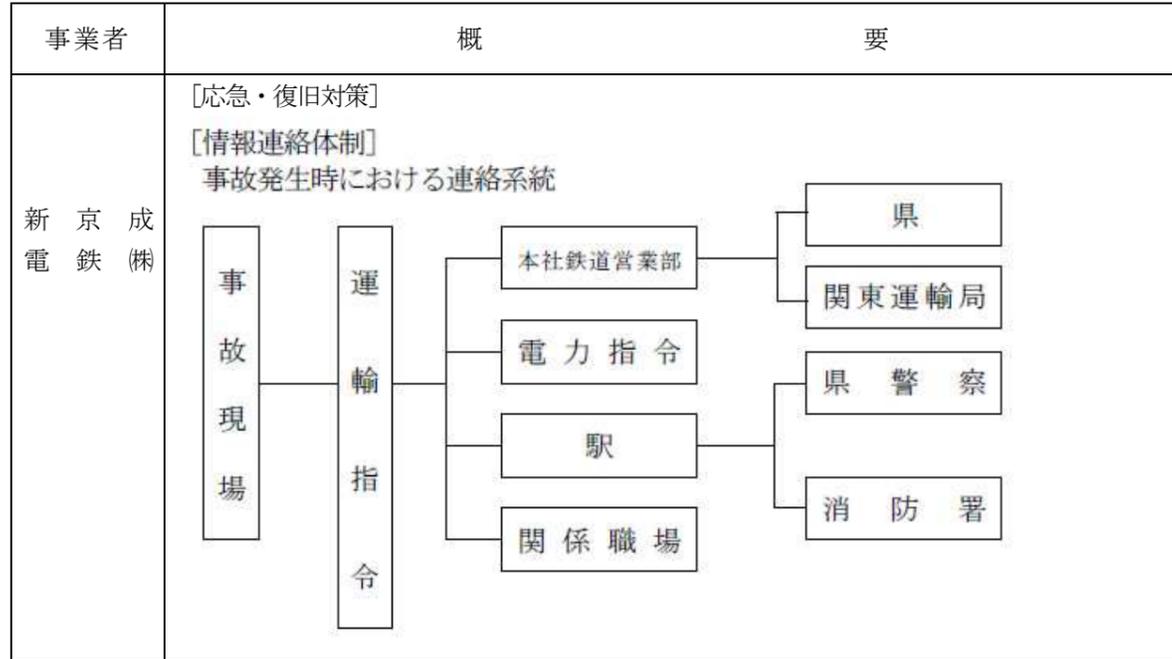
関係機関連絡先

関東運輸局担当課	防災無線電話	防災無線FAX	NTT電話	NTTFAX
総務部総務課	—	—	045-211-7269	045-212-2017

鉄軌道事業者	防災担当課	NTT電話	鉄軌道事業者	防災担当課	NTT電話
東京地下鉄(株)	総合指令所	03-5395-1162	東葉高速鉄道(株)	安全防災課	047-458-0039
京葉臨海鉄道(株)	運輸グループ	043-265-2530	日本貨物鉄道(株) (関東支社)	総務部	03-3239-9282
流鉄(株)	鉄道部	04-7158-0117	東京都交通局	運転課 保安係	03-5320-6082
銚子電気鉄道(株)	運輸課	0479-22-0316	芝山鉄道(株)	総務部	0479-78-1141
千葉都市モノレール(株)	運転課	043-287-8210	首都圏新都市鉄道(株)	管理課	03-3839-7352
いすみ鉄道(株)	鉄道部	0470-82-2161	山万(株)	鉄道事業部	043-487-5036
			(株)舞浜リゾートライン	トランジット部 トランジット グループ	047-305-2409

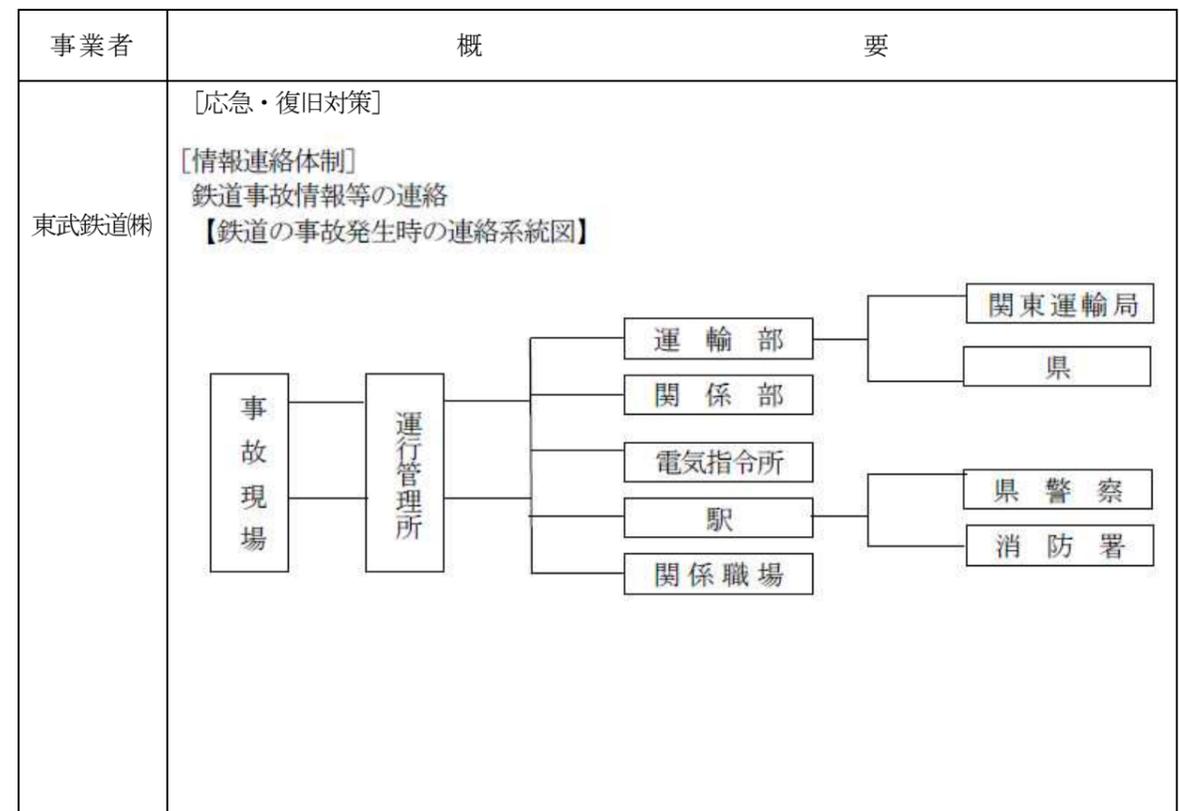
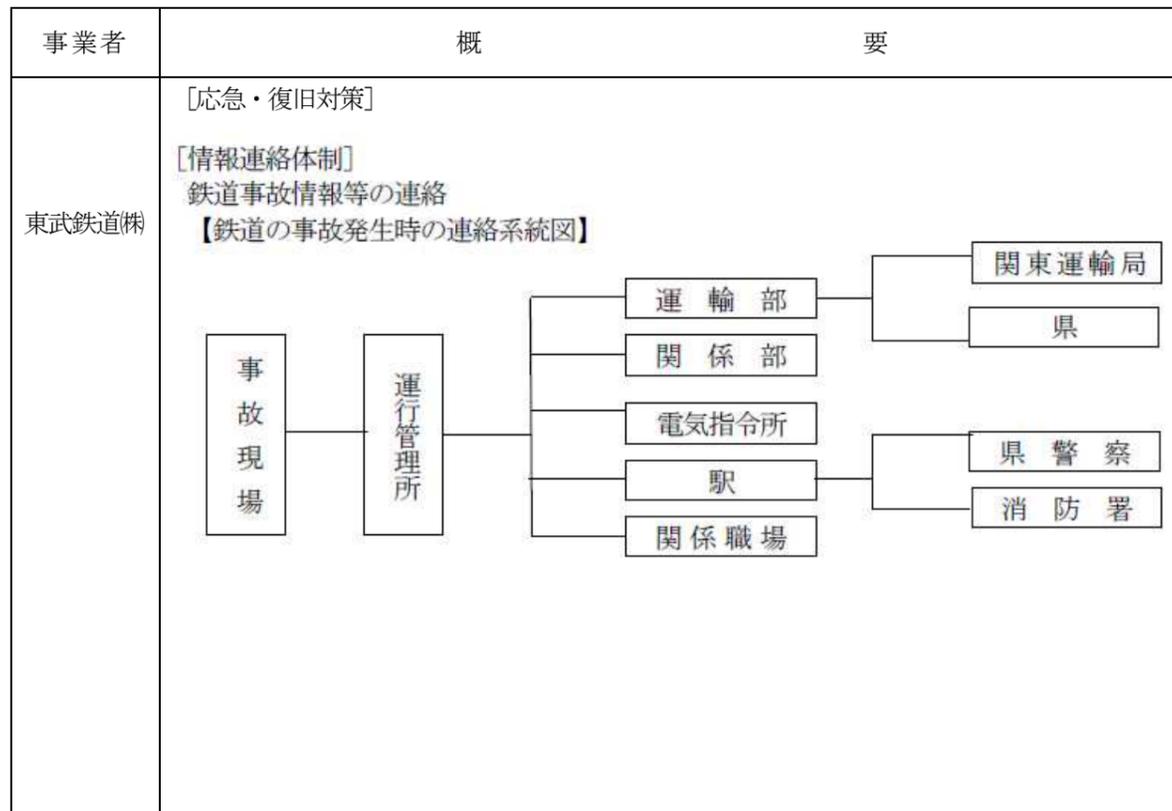
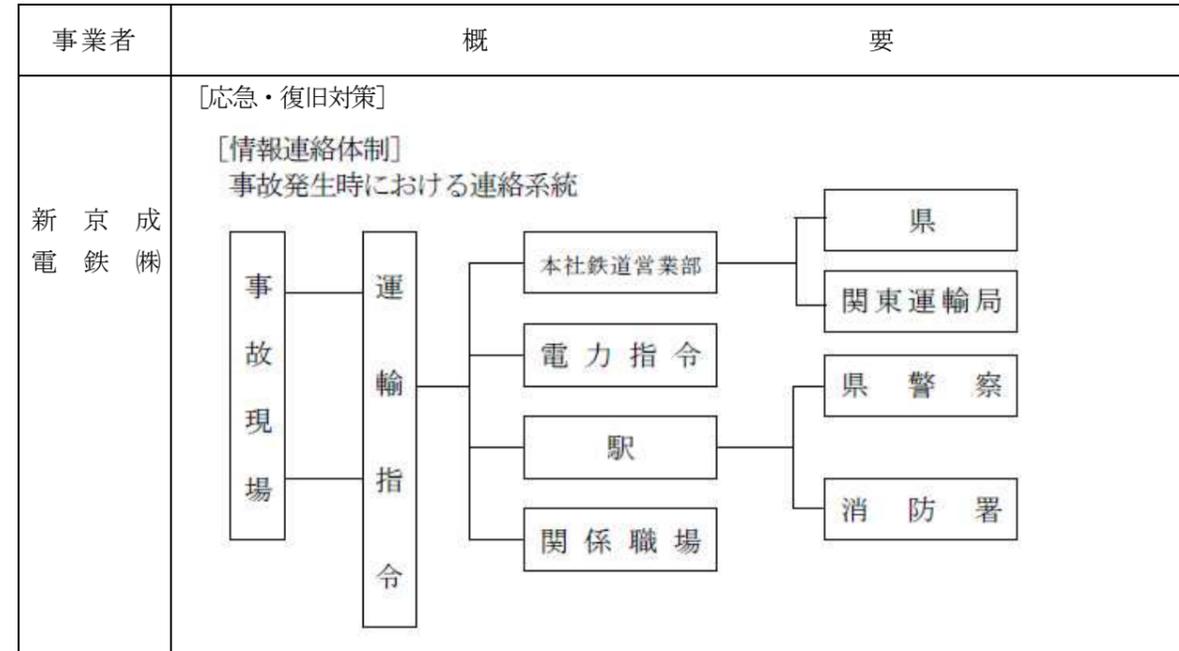
修正案

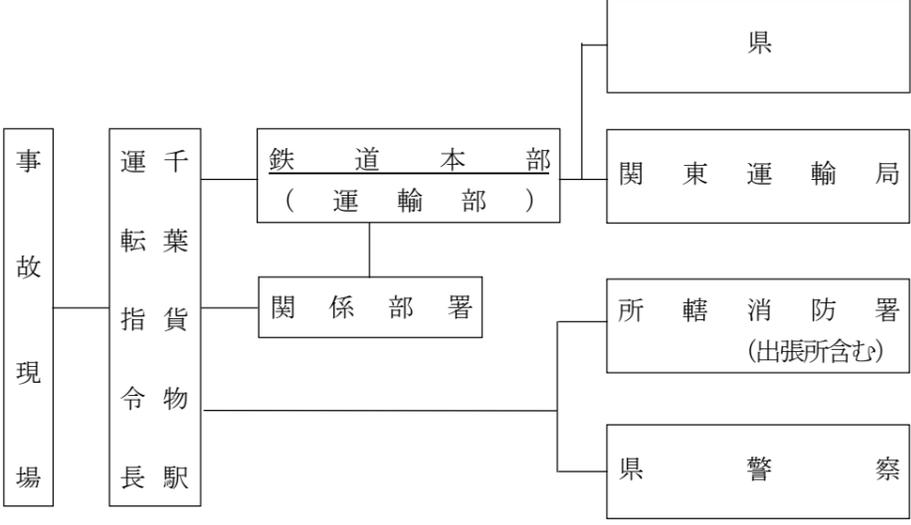
8 各事業者による応急・復旧対策

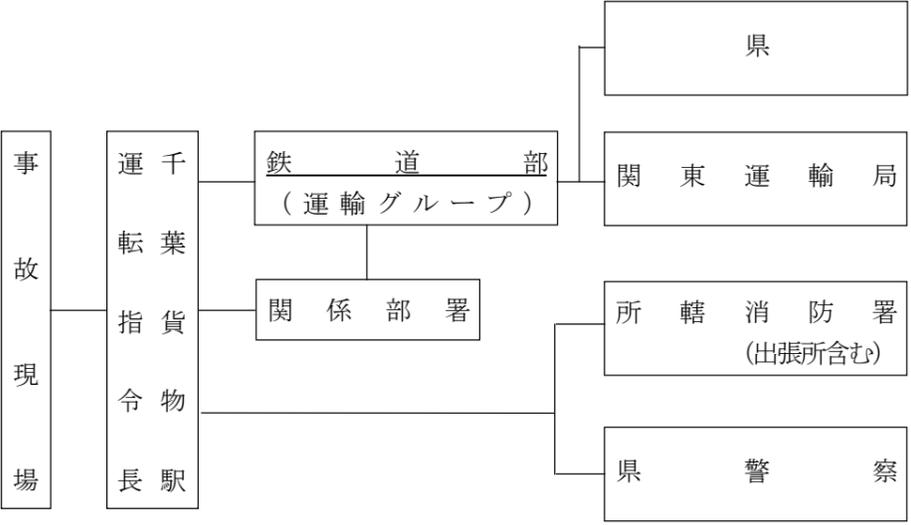


現行

8 各事業者による応急・復旧対策

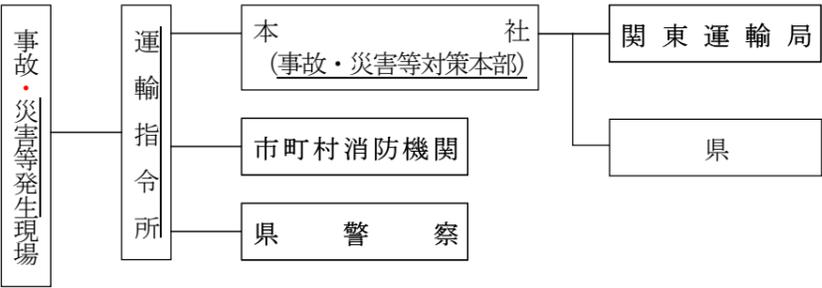


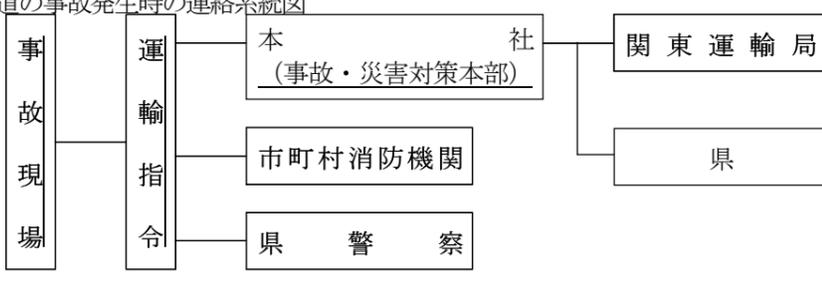
事業者	概要
<p>京葉臨海鉄道(株)</p>	<p>[応急・復旧対策] 列車の運転中に事故災害が発生した場合は、関係乗務員は、冷静に状況を判断し、「運転事故応急復旧処理手続」に定めるところにより、事故災害の概況について、千葉貨物駅指令長に報告する。また、報告を受けた指令長は、災害情報の伝達等の適切な処置を講ずるものとする。</p> <p>(1) 災害対策本部の設置 事故又は災害の発生により輸送に著しく支障の生じる場合は、本社に災害対策本部を設置するとともに、<u>鉄道本部運輸部</u>（千葉貨物駅）に現地災害対策本部を設置し、復旧要員を指揮して早期復旧を図る。</p> <p>(2) 自衛消防隊 事故又は災害時に火災が発生した場合は、「防災規程」に定めるところにより、自衛消防隊は、公設消防隊の到着するまで、現地対策本部長又は駅区長の指揮により、初期消火作業を行う。</p> <p>[情報連絡体制] 事故発生時の連絡</p> <p>【鉄道の事故発生時の連絡系統図】</p>  <p>大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県警察及び所轄消防署に連絡する。</p>

事業者	概要
<p>京葉臨海鉄道(株)</p>	<p>[応急・復旧対策] 列車の運転中に事故災害が発生した場合は、関係乗務員は、冷静に状況を判断し、「運転事故応急復旧処理手続」に定めるところにより、事故災害の概況について、千葉貨物駅指令長に報告する。また、報告を受けた指令長は、災害情報の伝達等の適切な処置を講ずるものとする。</p> <p>(1) 災害対策本部の設置 事故又は災害の発生により輸送に著しく支障の生じる場合は、本社に災害対策本部を設置するとともに、<u>鉄道部運輸グループ</u>（千葉貨物駅）に現地災害対策本部を設置し、復旧要員を指揮して早期復旧を図る。</p> <p>(2) 自衛消防隊 事故又は災害時に火災が発生した場合は、「防災規程」に定めるところにより、自衛消防隊は、公設消防隊の到着するまで、現地対策本部長又は駅区長の指揮により、初期消火作業を行う。</p> <p>[情報連絡体制] 事故発生時の連絡</p> <p>【鉄道の事故発生時の連絡系統図】</p>  <p>大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県警察及び所轄消防署に連絡する。</p>

修正案

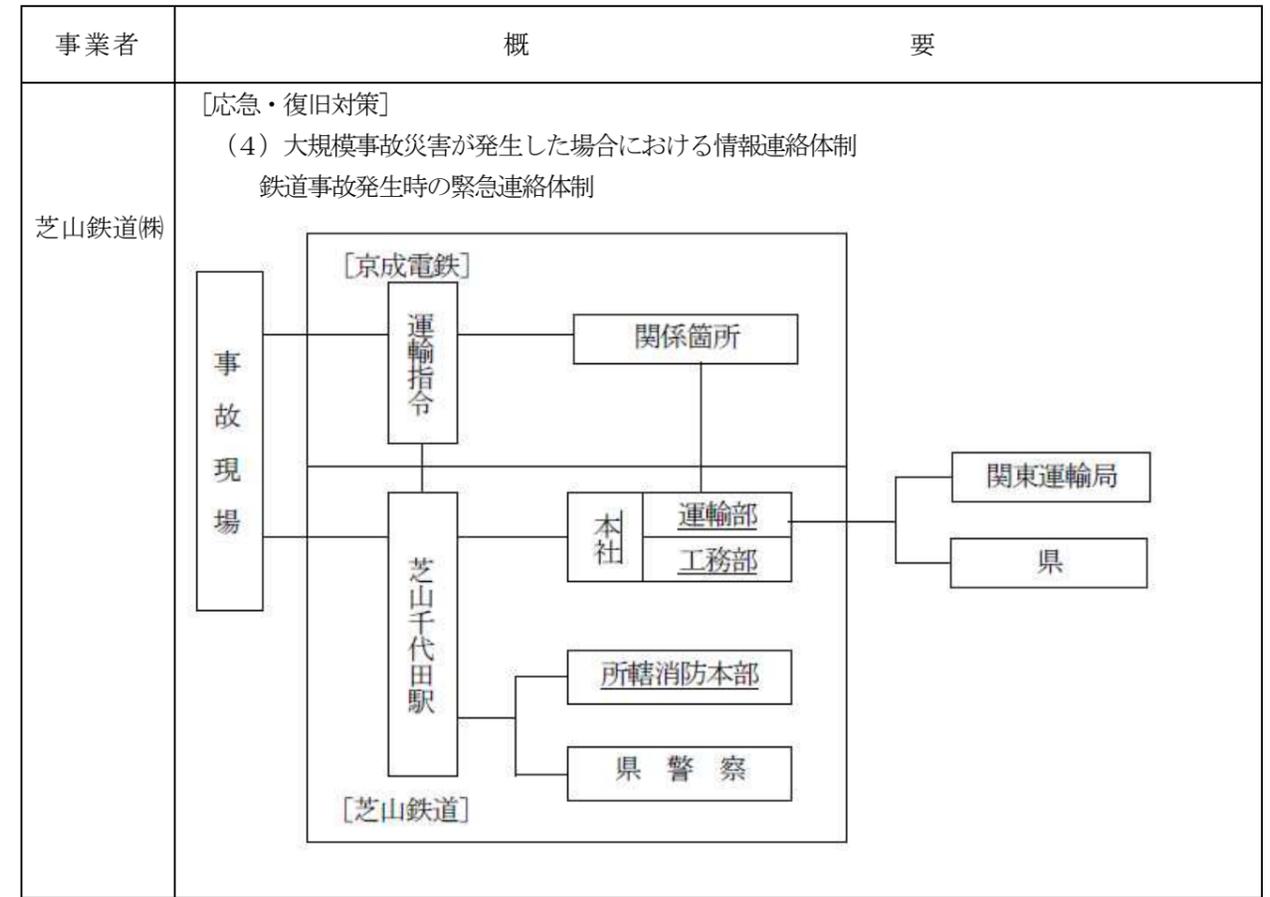
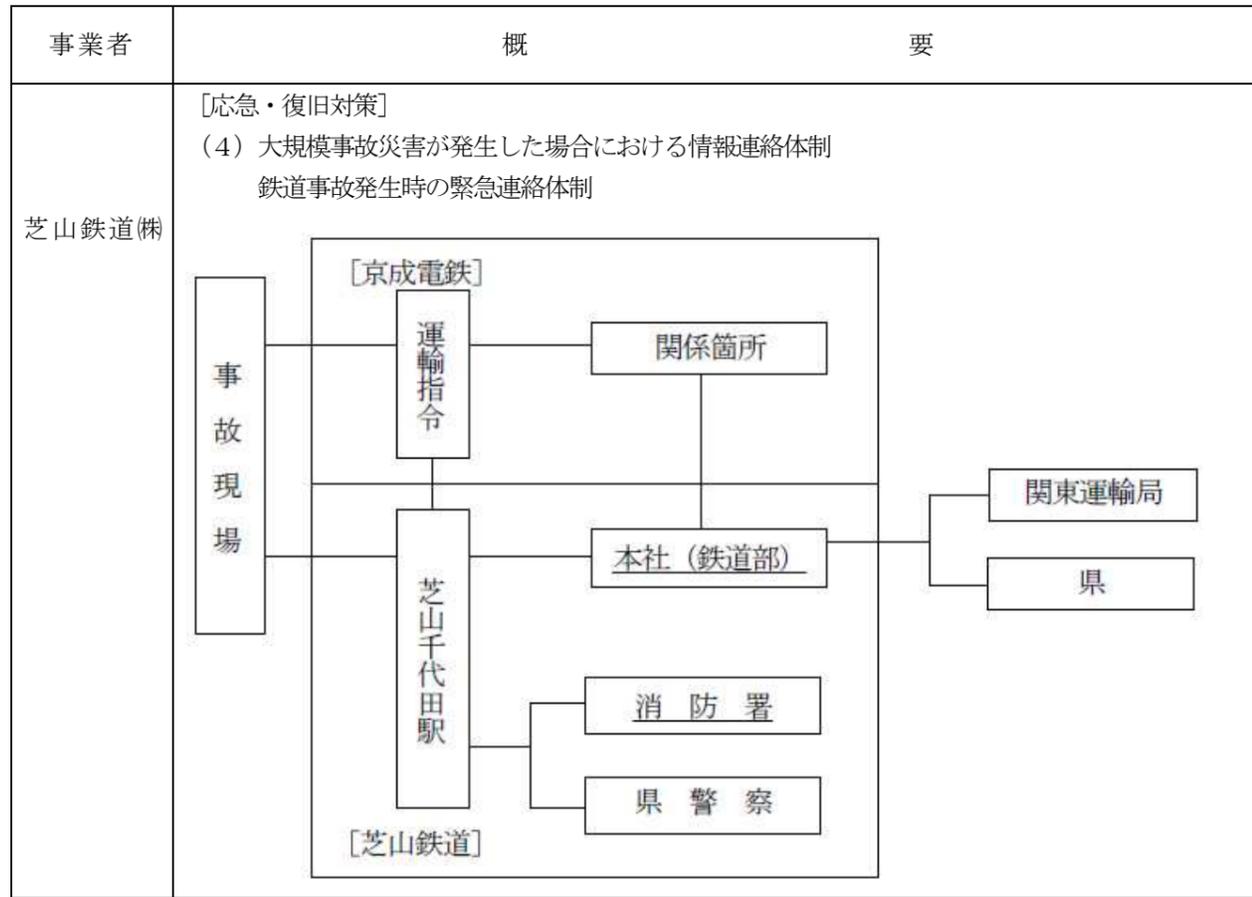
現行

事業者	概要
東葉高速鉄道(株)	<p>[応急・復旧対策] <u>事故及び災害等の発生又は発生する恐れのあるときは</u>、社員は「事故・災害等対策規程」に定めるところにより、その予防、拡大の防止、応急対策、復旧、救護を行うとともに、避難誘導及び<u>事故・災害情報の伝達等の適切な措置をとる。</u></p> <p>(1) 事故・災害等対策本部の設置 <u>事故・災害等の発生により輸送に著しい支障の生じる場合は</u>、本社内に事故・災害等対策本部、現地に<u>現地対策本部</u>を設置し、対策要員を指揮して早期復旧を図る。</p> <p>(2) 救護 <u>現地対策本部長は</u>、救護の処置を適切かつ迅速に実施するため、「事故・災害等対策規程」の定めるところにより、現地対策本部運輸班、<u>施設班</u>を待機させ、出動要請に備えておく。</p> <p>[情報連絡体制] 鉄道の事故発生時の連絡系統図</p> 

事業者	概要
東葉高速鉄道(株)	<p>[応急・復旧対策] <u>列車走行中に災害及び事故が発生した場合は</u>、関係社員は「事故・災害対策規程」に定めるところにより、その予防、拡大の防止、応急対策、復旧、救護を行うとともに、避難誘導及び<u>災害・事故情報の伝達等の適切な措置をとる。</u></p> <p>(1) 事故・災害対策本部の設置 <u>災害及び事故の発生により輸送に著しい支障の生じる場合は</u>、本社内に事故・災害対策本部、現地に<u>復旧対策本部</u>を設置し、対策要員を指揮して早期復旧を図る。</p> <p>(2) 自衛消防隊 <u>自衛消防隊は</u>、消防機関が到着するまで、当務責任者の指揮により<u>旅客の安全を図り、消火器等により初期消火作業を行う。</u></p> <p>(3) 救護 <u>事故・災害対策本部長は</u>、救護の処置を適切かつ迅速に実施するため、「事故・災害対策規程」の定めるところにより、現地<u>復旧対策本部救護班</u>を待機させ、出動要請に備えておく。</p> <p>[情報連絡体制] 鉄道の事故発生時の連絡系統図</p>  <p><u>大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに</u>関東運輸局、県警察及び各市町村の消防機関に連絡する。</p>

修正案

現行



【別表】

1 配備基準

		鉄道事故
第1・第2配備	設置する本部	(略)
	配備基準	(略)
	配備を要する課等	本庁 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 交通計画課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 病院局経営管理課 出先機関 (略)
本部第1～本部第3配備	設置する本部	(略)
	配備基準	(略)
	配備を要する課等	本庁 (略) 教育庁教育振興部学校安全保健課 出先機関 (略)

【別表】

1 配備基準

		鉄道事故
第1・第2配備	設置する本部	(略)
	配備基準	(略)
	配備を要する課等	本庁 危機管理課 防災計画課 消防課 交通計画課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 病院局経営管理課 出先機関 (略)
本部第1～本部第3配備	設置する本部	(略)
	配備基準	(略)
	配備を要する課等	本庁 (略) 教育庁学校安全保健課 出先機関 (略)

第4章 道路事故災害対策

第4章 道路事故災害対策

第3節 応急対策計画

第3節 応急対策計画

1 県の応急活動体制

県における配備基準は別表のとおりとする。

1 県の応急活動体制

県における配備基準は別表のとおりとする。

【別表】

【別表】

1 配備基準

1 配備基準

		道路事故
(第1・第2配備)	設置する本部	(略)
	配備基準	(略)
	配備を要する課等	本庁 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 道路環境課 病院局経営管理課 出先機関 (略)
(本部第1～本部第3配備)	設置する本部	(略)
	配備基準	(略)
	配備を要する課等	本庁 (略) 教育庁教育振興部学校安全保健課 出先機関 (略)

		道路事故
(第1・第2配備)	設置する本部	(略)
	配備基準	(略)
	配備を要する課等	本庁 危機管理課 防災計画課 消防課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 道路環境課 病院局経営管理課 出先機関 (略)
(本部第1～本部第3配備)	設置する本部	(略)
	配備基準	(略)
	配備を要する課等	本庁 (略) 教育庁学校安全保健課 出先機関 (略)